

別冊

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成28年2月23日)

項目	ページ
3 産地偽装事件に係る本県の対応状況等について 【畜産課、販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課】	----- 1

農林水産部

産地偽装事件に係る本県の対応状況等について

平成28年2月23日
くらしの安心推進課
畜 产 課
販路拡大・輸出促進課
食のみやこ推進課

今般、京都府の食肉販売会社及び県内鶏卵業者による産地偽装が相次いで発覚した。

特に、京都府における鶏肉の産地偽装では当県の「大山ブランド」が利用され、県としても看過できない重大な事件であるため、消費者庁、農林水産省及び京都府に対し、厳格な法的措置を講ずるよう要請を行ったところである。

また、県内の事業者等に対して、適正表示の徹底について注意喚起をするとともに、より一層の指導・啓発を行っている。

1 鶏肉の偽装

(1) 事件の概要

京都市の食肉販売会社「都ジャパン」が、九州産の肉用鶏を鳥取県産の自社ブランド「大山都どり」と偽って販売していた。(産地偽装による不正競争防止法違反で京都府警の捜査中)

(2) 本県の対応状況

2月18日:知事をトップとする緊急対策会議を開催し、再発防止等の今後の対応方針を決定した。

2月19日:京都市の事業者「(株)都ジャパン」へ産地偽装行為に対する誠実かつ責任ある対応をとるよう抗議文を発出した。

消費者庁、農林水産省、京都府へ厳格な食品表示法及び景品表示法に基づく法的措置を講ずるよう要請文を発出した。

食品関係団体へ適正表示の確保についての注意喚起通知を発出した。

2月23日:消費者庁及び農林水産省を訪問し要請を行う。

※今後、「鳥取県ふるさと認証食品制度」や「とっとり県産品鳥取物がたり登録制度」の周知を図ることなどにより、「食のみやこ鳥取県」を情報発信していく。

2 鶏卵の偽装

(1) 事件の概要

鳥取市の鶏卵販売会社「鳥取鶏卵販売株式会社」が、島根県産の鶏卵を鳥取県産と偽って販売していた。(産地偽装による不正競争防止法違反で鳥取県警が捜査中)

(2) 本県の対応状況

2月19日:当該鶏卵販売会社及び他の鶏卵販売会社にも立入検査を実施した。

2月20日:当該鶏卵販売会社に対し、食品表示法に基づく指示・公表を実施した。

(参考)

不正競争防止法	事業者間の公正な競争を確保することを目的とした法律
食品表示法	食品を安全に取扱い、使用するために必要な情報及び一般消費者の選択に必要な情報の提供を目的とした法律
不当景品類及び不正表示防止法	一般消費者の利益の保護を目的とした法律

